

後期高齢者医療制度についてのご案内

1. 窓口2割負担の導入について【資料1】

(1) 概要

令和4年10月1日より、医療機関を受診した際に窓口で支払う自己負担分の割合に、現行の「1割」、「3割」に加えて新たに「2割」の区分が新設されます。

(2) 対象者・対象者数

- ▷課税所得 28万円以上 かつ 年金収入+その他の合計所得が 200万円※以上
※被保険者が複数の世帯の場合は 320万円以上
- ▷全被保険者の 20%程度 (現在「1割」負担の方の 4人に 1人が該当)

(3) 被保険者証の取扱いについて

窓口負担割合の見直しに伴い、今年度は被保険者証が7月と9月の年2回お手元に届きます。7月に発送する被保険者証の有効期間は令和4年9月30日までの2か月間となりますのでご注意ください。

(4) 周知方法

広報紙、区HPでの周知のほか、被保険者宛発送物への案内チラシの同封、医療機関等でのポスター掲示も行います。

2. 令和4年度の保険料について【資料2】

(1) 保険料のお知らせ

令和4年度の保険料が決定しました。被保険者の皆様には7月中旬に発送する「後期高齢者医療保険料額決定通知書」にて保険料をお知らせします。

(2) スマートフォン等を利用した納付方法の導入について

令和4年10月より、スマートフォン等を利用して保険料を納付することができるようになります。詳細につきましては、後日チラシ等にてご案内いたします。

3. 資料の回覧について

別添 資料1、2（両面印刷）の各町会内での回覧をお願いいたします。

【担当・連絡先】

区民部 高齢者医療年金課 村上
03-3981-1332（直通）

★10月1日から自己負担割合の区分に「2割」が新設されます

令和4年10月1日から、医療機関等の窓口で支払う医療費の自己負担割合が、現行の「1割」または「3割」に、新たに「2割」が新設され、「1割」「2割」「3割」の3区分となります。

令和4年9月30日まで

区分	自己負担割合
現役並み所得者	3割
一般所得者等	1割



令和4年10月1日から

区分	自己負担割合
現役並み所得者	3割
一定以上所得のある方	2割
一般所得者等	1割

★所得金額や収入合計に応じて、「2割」負担の判定を致します

1割負担の方で、以下①または②を満たす方は、自己負担割合が「2割」となります。

- ①世帯に被保険者が一人：課税所得28万円以上かつ年金収入+その他の合計所得金額200万円以上
 - ②世帯に被保険者が二人以上：課税所得28万円以上かつ年金収入+その他の合計所得金額が320万円以上
- ※令和4年10月からの自己負担割合は、令和4年8月下旬頃までは判定できませんので、ご了承ください。

★自己負担割合が「2割」となる方への負担軽減（配慮措置）について

令和4年10月1日から令和7年9月30日までの3年間、自己負担割合が「2割」となる方に対し、急激な自己負担額の増加をおさえるため、外来医療の負担増加額の上限が1か月あたり最大3,000円までとなります（別途申請が必要になる場合があります）。上限額を超えて支払った金額は高額療養費として、あらかじめ登録されている金融機関口座に後日支給します。

後期高齢者医療被保険者証が新しくなります。

★令和4年7月と9月にそれぞれ後期高齢者医療被保険者証をお送りします。

後期高齢者医療被保険者証（以下「被保険者証」）を令和4年8月の更新時期に合わせて、皆様へお送り致します。また、自己負担割合の区分「2割」の新設に合わせて、再度被保険者証を送付致します。7月中旬にお送りする被保険者証については、有効期間が全て令和4年8月1日～9月30日の2か月間のみとなっておりますので、医療機関にご提示いただく際にご注意ください。

有効期間
～令和4年7月31日
オレンジ色

有効期間
令和4年8月1日～9月30日
(7月中旬発送予定)
藤色

有効期間
令和4年10月1日
～令和6年7月31日
(9月中旬発送予定) 水色

後期高齢者医療被保険者証 有効期限 令和4年7月31日
被保険者番号 01234567
住所 千代田区数田第3丁目5番1号

氏名 広域 花子
生年月日 昭和5年12月30日 性別 女
資格取得年月日 平成20年4月1日
更新年月日 平成20年4月1日
交付年月日 令和2年8月1日

自己負担割合 1割

保険者番号 39131234

保険者名 東京都後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療被保険者証 有効期限 令和4年9月30日
被保険者番号 01234567
住所 千代田区数田第3丁目5番1号

氏名 広域 花子
生年月日 昭和5年12月30日 性別 女
資格取得年月日 平成20年4月1日
更新年月日 平成20年4月1日
交付年月日 令和4年8月1日

自己負担割合 1割

保険者番号 01234567

保険者名 東京都後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療被保険者証 有効期限 令和6年7月31日
被保険者番号 01234567
住所 千代田区数田第3丁目5番1号

氏名 広域 花子
生年月日 昭和5年12月30日 性別 女
資格取得年月日 平成20年4月1日
更新年月日 平成20年4月1日
交付年月日 令和4年10月1日

自己負担割合 1割

保険者番号 01234567

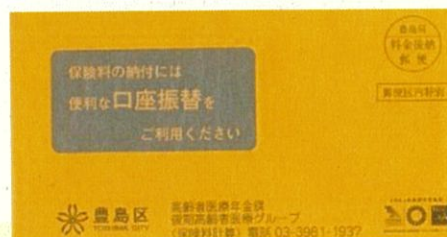
保険者名 東京都後期高齢者医療広域連合

【問い合わせ先】 豊島区 区民部 高齢者医療年金課 後期高齢者医療グループ 資格担当
電話 03-3981-1332 (直通) ※平日 午前8時30分～午後5時

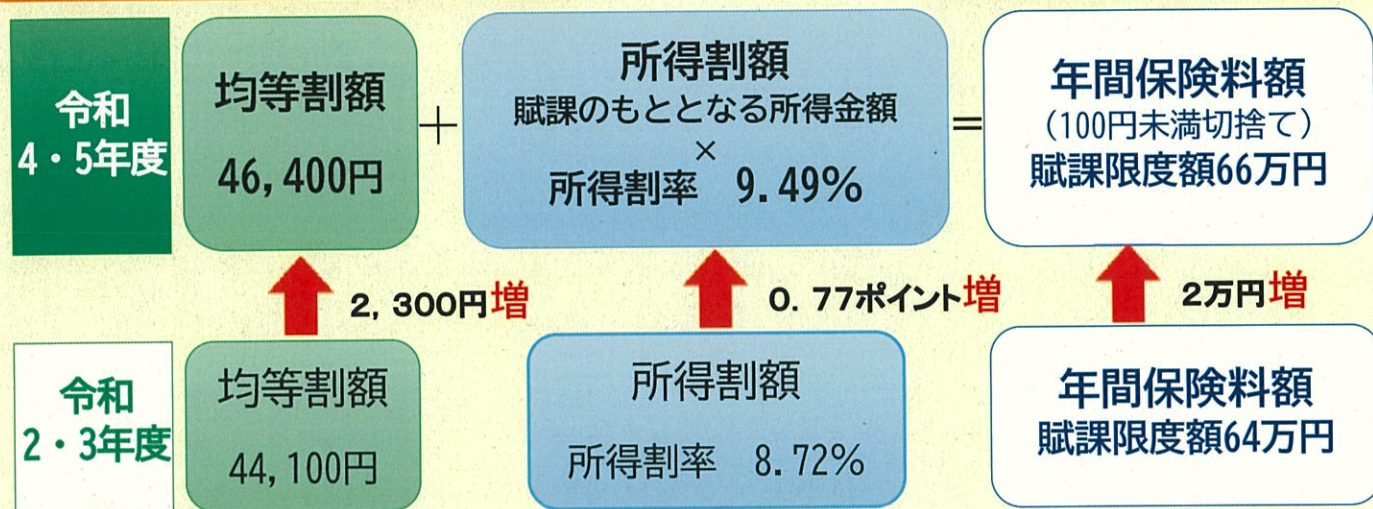
後期高齢者医療制度の保険料について

令和4年度年間保険料額のお知らせが届きます！

7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」を発送する予定です。



1 年間保険料額の算出方法



- **均等割額** とは、被保険者一人ひとりが均等に負担していただくものです。
- **所得割額** とは、被保険者の前年の所得に応じて負担していただくものです。
- **年間保険料額** は、**均等割額** と **所得割額** の合計額です。保険料は被保険者一人ひとりにかかります。年度の途中で新たに後期高齢者医療制度の対象となった方や、他道府県から転入された方は、その月から月割で保険料を計算します。

2 保険料の納め方

特別徴収
(年金からの引き落とし)

年金(介護保険料が引かれている年金)受給額が年額18万円以上で、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、1回あたりに受け取る年金額の2分の1以下の方が対象です。

普通徴収
(口座振替または納付書)

口座振替

お申し込みされた金融機関の口座より引き落とします。引き落とし日は、毎月末日(末日が土・日・祝日の場合は翌営業日)です。
希望される場合はお申し込みが必要です。

10月から
いつでも、どこでも
携帯電話で保険料の納付が
できるようになります！

納付書

4月、7月、10月、1月に3か月分ずつお送りします。納期限は、毎月末日(末日が土・日・祝日の場合は翌営業日)です。金融機関、区役所窓口、東西区民事務所、コンビニエンスストアで支払うことができます。

【問い合わせ先】 豊島区 区民部 高齢者医療年金課 後期高齢者医療グループ 保険料担当
電話 03-3981-1937(直通) ※平日 午前8時30分～午後5時